

盛岡広域振興局長告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年1月7日

盛岡広域振興局長 石田知子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫波江繋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
紫波郡紫波町遠山字中松原24番15地先から30番1地先まで	新	24.4～13.8 m	375.0 m
	旧	24.4～11.1	375.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 令和2年1月7日から同年2月7日まで